道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)(抄)道路構造令の一部を改正する政令案新旧対象条文

(傍線の部分は改正部分)

「めるところによる。 行

動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路とする 級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、 ができる道路があるときは、 ことができる。 る小型の自動車をいう。 の沿道への出入りができない構造のものに限る。 級から第三級までの道路にあつては、 市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合におい 当該道路の近くに小型自動車等 (小型自動車その他これに類す 以下同じ。 小型自動車等 (第三種第)以外の自動車が迂回すること 高架の道路その他の自動車 Ιţ 級から第四 地形の状況 小型自

- 5 高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とする 供する車線を設けようとするときは、 ಠ್ಠ ものとする。 みの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができ の特別の理由によりやむを得ない場合においては、 から第三級までの道路について、 級から第三級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に 第一種、 この場合において、第三種第一級から第四級まで又は第四種第 第二種、 第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級 地形の状況、 当該車線に係る道路の部分を 市街化の状況その他 小型自動車等の
- の道路及び道路の部分をいう。以下同じ。)とに区分するものとすに係る道路の部分をいう。以下同じ。)と普通道路(小型道路以外は、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する車線級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつて過路は、小型道路(第四項に規定する小型自動車等(第三種第一

6

(設計車両)

ることができるようにするものとする。 あ車が、小型道路にあつては小型自動車等が安全かつ円滑に通行す物の重量の相当の部分が自動車によつて支えられるものをいう。以物の重量の相当の部分が自動車によつて支えられるものをいう。以事と前車が、小型道路にあつては小型自動車及びセミトレーラーがの重が、小型道路にあつては、第一種、第二種、第三種第一級又第四条 道路の設計にあたつては、第一種、第二種、第三種第一級又

種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。2.道路の設計の基礎とする自動車(以下「設計車両」という。)の

略	ラ連結車	セミトレー	普通自動車	小型首動工等	小型自動車	設計車両	イトル)	諸元(単位
	五	一 六 •		시	四・七		長さ	
		_	五五	<u></u> =	一・七		幅	
	 - <u>.</u> - =	Ξ ·	三・八	 - 	_		高さ	
		- <u>=</u>	一 五	-1	〇 · 八	ング	バハ	前端オ
	後軸距九	前軸距四四	六・五	三七	二・七		軸距	
		- - • -	四	- =	<u>·</u>	ング	ー バ ハ	後端オ
	-	<u>-</u>	Ξ	티티	六		転 半 径	最小回

(設計車両)

第四条 同じ。 引車の一部が自動車にのせられ、 は第四種第 安全かつ円滑に通行することができるようにするものとする。 重量の相当の部分が自動車によつてささえられるものをいう。 車 (自動車と前車軸を有しない被牽引車との結合体であつて、 道路の設計にあたつては、 が、 | 級の道路にあつては小型自動車及びセミトレーラ連結 その他の道路にあつては小型自動車及び普通自動車が かつ、被牽引車及びその積載物の 第一種、 第二種、 第三種第一級又 以下

種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。 道路の設計の基礎とする自動車(以下「設計車両」という。)の

2

略	ラ連済軸東	セミトレー	普通自動車	小型自動車	設計車両	イル	諸元(単位
	五	六・	=	四・七		長さ	
		ī	五	一・七		幅	
	# # 	<u> </u>	・ハ			高さ	
	- - =	- - -	一 五 ·	O 八	ング	バ ハ	前端オ
		前 軸 距 匹	五六・五	二・七		軸距	
	=	-	四	•	ング	· バハ 転	後端オ
	_	-	=	六		転 半 径	最小回

(車線等)

第五条 略

表 略

3 略

4 によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から○・二五 は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由 五メートルを加えた値、第 の状況により必要がある場合においては、 欄に掲げる値とするものとする。 ただし、第一種第一級若しくは第 いて同じ。 車 線 トルを減じた値とすることができる 第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、 (登坂車線))の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の 屈折車線及び変速車線を除く。 一種第二級若しくは第三級の小型道路又 同欄に掲げる値に〇・二 以下この項 交通 にお 4

	第一十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十										
	多三幺	X									
	小型道	普通道	_	_	分						
_	路	路	級	級							
	三二五	三五	= =	= 	車線の幅員(単位 メートル)						

(車線等)

第五条 略

2

表 略

3 略

ら○・二五メートルを減じた値とすることができる。 特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値かり必要がある場合においては、同欄に掲げる値に○・二五メートル第三種第二級又は第四種第一級の道路にあつては、交通の状況によげる値とするものとする。ただし、第一種第一級若しくは第二級、車線の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲

		X			
_	第	第	重 第 第	第	
	四	≡	=	$\left - \right $	分
	級	級	級	級	731
	三二五		三五		車線の幅員(単位 メートル)

5 第四種 第三種 第二種 わめて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを トルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量がき 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、 第四級 三及第 級び二 第級 第三級 第二級 第 第 第 第 級 級 級 級 普 小川 小川普 小 普 小川 兀 型 通 型 型 通 型 型 通 型 通 通 通 通 型 型 通 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 路 路 路 路 路 路 路 路 路 路 路 路 路 路 路 級 路 _ 三五五 • 三五五 三五五 二・七五 三 三 五 三五五 三 五 \equiv 七五 七五 七五 七五 四メ 五 \equiv 三

兀

種

級||級||級||級||級|

級

第||第||第||第||第|

三二五五

三

七五

四川三

第

種 第| 第| 第

級

級

三二五

級

三二五

三 五

種

場合においては、三メートルとすることができる 得ない場合又は第三十一条の二の規定により車道に狭窄部を設ける

5

いては、三メートルとすることができる。合又は第三十一条の二の規定により車道に狭窄部を設ける場合におなく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場ルとするものとする。ただし、当該道路の計画交通量がきわめて少第三種第五級又は第四種第四級の道路の車道の幅員は、四メート

(車線の分離等)

(車線の分離等)

ても、同様とする。
ついて、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合におい別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路にい道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向第六条 第一種、第二種又は第三種第一級の道路(対向車線を設けな

いことができる。 やむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しなる第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりび変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下であ 道頭前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及

3 略

とができる。
いては、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小するこ路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所につトル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メータ 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員

釺	5						
_	-	X					
種	Ē		₹.	重			
	第	第	第	第	第		
	_	四	≡		_	分	
	級	級	級	級	級	73	
	二 五	Ξ	=		中央帯の幅員 (単位		
	五	- •	- 	_	-	†位 メートル)	

第六条 おいても、 路について、 方向別に分離するものとする。 において同じ。 一級の道路(対向車線を設けない道路を除く。 車 線 同様とする。 (登坂車線、 安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合に)の数が四以上である第一種、 屈折車線及び変速車線を除く。 車線の数が四以上であるその他の道) の 車線は、 第二種又は第三種第 以下この条

2| 略

とができる。 いては、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小するこいては、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小するこトル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メー3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員3

釺	3		穿	9		_
_	-		×			
種	Ē		種	1		
	第	第	第	第	第	
	_	四	Ξ	_	_	分
	級	級	級	級	級	I
	二 三 五	Ξ	=	Д •		中央帯の幅員 (単位
		一・七五	二 三 五	Ξ	≣	位 メートル)

							6	5			
第	第	角	 創		まってい	四		略	第	第	
≡		_	_	区	縮小ないては、	ただ	帯項の	***	四	=	
種		利	重		9	四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所に	る側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中		 種	 種	
第第	=	第一第	第第		こ表の	の規	の幅		第第第	第第第第	第
		四二二	$\ _{-} \ _{-} \ $		が で 央	定に	の員は				
				分	き帯	より	欄ご				
級級	種	級	級級	1 1	一設け	中	掲のの		級	級 級 級 級	級
				サートル) 中央帯に設ける側帯の幅員(単位	ることができる。同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値	帯の	[に掲げる値とする]道路の区分に応じ、				
Ol				トに気	帝の	員	とするに応じ			_	-
<u>-</u>		0	· 七 五	りける	慢	縮い	るもの次			· 七 五	・ 七 五
五	五	五	五	側	が 欄 の	すっ	のとする。ただし、第次の表の中央帯に設け			<u></u> 五	<u>+</u>
				の幅	い 下 欄	道路	るの中				
	0			員(に 掲	対は	た だ だ だ だ				-
	五五	- -	_ _ _	単位	げる	箇所	し し 設				五
										I I	
					値	IC 3	第 け		<u></u>	'	
———— ———— 第	第		<u>'</u>		· 值 ———		5	4	第	第	
第 三		第 -	<u>'</u>	<u> </u>	· 值		5	4 略	第四	第 三 二	
			 - 	X	· 值		5	'			
≡] 	月 -	X	i 值		る側帯の幅員 5 前項の側帯の	'	四	=	第
重種		第 第 第	 - 重	X			る側帯の幅員 5 前項の側帯の	'	四 種 第一第一第一第	三 種 第 第 第 第 第	
三種 第 第 二 一	第二	第一第四三	第 第 二 —	区分			る側帯の幅員 5 前項の側帯の	'	四 種 第 第 第 第 1 第 1 1 1 1 1 1	三 種	
重種		第 第 第	 - 重				る側帯の幅員 5 前項の側帯の	'	四 種 第一第一第一第	三 種 第 第 第 第 第	
三種 第 第 二 一	第二	第一第四三	第 第 二 —	分			る側帯の幅員 5 前項の側帯の	'	第 第 第 三 二 —	三 種 第 第 第 第 四 三 二 —	第 二
三種 第 第 二 一	第二	第一第四三	第 第 二 —	分			る側帯の幅員 5 前項の側帯の	'	第 第 第 三 二 —	三 種 第 第 第 第 四 三 二 —	第 二
三種 第 第 二 一	第二	第一第四三	第 第 二 —	分	值			'	第 第 第 三 二 —	三種 第 第 第 第 第 四 三 二 一 級 級 級 級 級 級	第 二 級
三種 第 第 二 一	第二	第一第四三	第 第 二 —	分	值			'	第 第 第 三 二 —	三 種 第 第 第 第 四 三 二 —	第 二
三種 第 第 二 一	第二	第一第四三	第 第 二 —	分	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			'	第 第 第 三 二 —	三種 第 第 第 第 第 四 三 二 一 級 級 級 級 級 級	第 二 級
三種第二級	第 二 種	第一第四三	第二級	分	值			'	第 第 第 三 二 —	三種 第 第 第 第 第 四 三 二 一 級 級 級 級 級 級	第 二 級
三種 第 第 二 一	第二	第一第四三	第 第 二 —	分 中央帯	值		る側帯の幅員 5 前項の側帯の	'	第 第 第 三 二 —	三種 第 第 第 第 第 四 三 二 一 級 級 級 級 級 級	第 二 級

第八条 7| 2 9 | 道には、 第 表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小 ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形 のとする。ただし、付加追越車線、 車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするも (路肩) 第 することができる。 の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、 車道の左側に設ける路肩の幅員は、 同方向の車線の数が 8 | 種 兀 略 \boxtimes 略 二及第 級び一 第級 及第 び三 第級 必要に応じ 種 第 第 第 第 第 普 小 普 兀 通 型 通 付加追越車線を設けるものとする。 である第 分 道 道 道 級 級 級 級 級 路 路 路 登坂車線若しくは変速車線を設 車 種の道路の当該車線の属する車 単位 道の左側に設ける路肩の幅員 道路の区分に応じ、 0 <u>-</u> 五 二 五 メー 七五 トル) 次の表の 七五 五 同 第八条 2 6 第 る。 に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができ 特別の理由によりやむを得ない箇所については、 五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の のとする。ただし、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、 車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするも (路肩) 車道の左側に設ける路肩の幅員は、 7 | 区 兀 略 略 種 種 第 第 第 第 第| 第 Ξ 四 Ξ Ξ 分 級 級 級 級 級 級 級 級 車道の左側に設ける路肩の幅員 位 メー 道路の区分に応じ、 トル) ・七五 二 · 五 同表の車道の左側 0 <u>-</u> 五 次の表の

長さ

-三 五

七五

単

ヌー・分 車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位	
肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。	肩の
車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路	車の
その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動	その
ル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況	쌰
のとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネ	のと
車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするも	車道
る車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の	る声
の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属す	の道
前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種	3

			第					
第			第					
匹	第	で四次級はまま	第二級	第 第		— 利	重	四級
		小	普	小	普	小	普	小
		型	通	型	通	型	通	型
		道	道	道	道	道	道	道
種	級	路	路	路	路	路	路	路
C· 五		〇 五	〇・七五	〇・七五	 - 五	Ī	 - 五	
			〇 五		〇・七五			

						第				A-1	
	Ē	削				73			Š	削	
四				≡			_				
	利	重				種			Į ₹	重	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
四	Ξ	_		五	四	≡	=	_	=	$\left - \right $	四
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
	(〇 五		〇・七五		_ <u>:</u> 五	- - - -	- - - 5	
						〇 五		〇・七五			

4					
車道	多世糸	育 リ 及	級	対に	
の右	小	普	小	普	
側に	型	通	型	通	
設 け	道	道	道	道	
る 路 肩	路	路	路	路	
の幅員は、					
道路の区	三五	二 五	一 三 五	五五	
分に応じ、					
次の表の		=1		一・七五	

車道の右側に設ける路肩の欄に掲げる値以上とするものとする。4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の

小型道路
普通道路
小型道路
普通道路
小型道路
普通道路
分

。)の普通道路又は第三種第一級の小型道路にあつては〇・五メー級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種(第五級を除く肩(同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第一種第一級又高路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第三項本文に規定す

車道の右側に設ける路肩の欄に掲げる値以上とするものとする。車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の

3|

〇·五	種		四		第
〇,五	種				第
〇・七五	種				第
(- - 1	級	四	第		
	級	$ \equiv $	第	禾	Ē
- - -	級		第	- 重	F
-	級	$\left - \right $	第		
位 メートル)					 [:
車道の右側に設ける路肩の幅員(単	<u>하</u>				<u>×</u>

「直路にあつては○・五メートルまで縮小することができる。」の路にあつては○・七五メートルまで、第三種(第五級を除く。)の級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道トンネルの車道に接続する路肩の幅員は、第一種第一級又は第二

4|

-- -- トルまで縮小することができる。

6 8 8

側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。の車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設けるの表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路の、前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次

) 表 。 略

11 10 車 略 道

(建築限界)

図に示すところによるものとする。 は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又

第一図

略	略	略	(— \
略	略		(-)
略		略	(二)
略		略	(≡)

5| 7| 略

8|

幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、トンネルの車道「前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の路肩に設ける

表略

9| 略

(建築限界)

図に示すところによるものとする。は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又

第一図

略	略	略	(— <u>`</u>
略	略		(-)
略		略	(=)
略		略	(三)

の値を表すものとする。この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次

- ートル) まで縮小することができる。 町の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型 車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型 ・の自動車が迂回することができる道路があるときは、三メートル。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の は三メートル。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の
- つては○・五メートル える場合においては一メートルとする。)、小型道路にあるのに必要な値を減じた値とし、当該値が一メートルを超設を設ける路肩にあつては路肩の幅員から路上施設を設ける 普通道路にあつては車道に接続する路肩の幅員(路上施
- 減じた値、小型道路にあつては〇・二メートルいては、三・八メートルとする。)から三・八メートルをも 普通道路にあつてはH(三・八メートル未満の場合にお
- 五メートルに係るものにあつては、cは○・二五メートル、dは○・、それぞれ次の表のcの欄及びdの欄に掲げる値、交通島c及びd 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ

 \boxtimes

分

C

-トル)

d

(単位

メートル)

の値を表わすものとする。	この図において、
す	Á
ခွ	ą
	a b
	ć
	d及びeは、
	それぞれ次

Н

- メートル) まで縮小することができる。型の自動車が迂回することができる道路があるときは、三車の交通量がきわめて少なく、かつ、当該道路の近くに大りやむを得ない場合においては、四メートル (大型の自動級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によ四・五メートル。ただし、第三種第五級又は第四種第四
- 場合においては、aは、一メートルとする。 な値を減じた値)。ただし、当該値が一メートルをこえる肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要a及びe 車道に接続する路肩の幅員(路上施設を設ける路
- トルとする。) から三・八メートルを減じた値b H (三・八メートル未満の場合においては、三・八メー
- 五メートルに係るものにあつては、cは○・二五メートル、dは○・、それぞれ次の表のcの欄及びdの欄に掲げる値、交通島c及びd 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ

	<u>X</u>
5	ì
メートル)	c (単位
メートル)	d (単位
	メートル) メート

第	第	9	自			<u> </u>	自				
		-	_			Ŧ	重				
		_	_	四	郷	ı	自	身	削		
		種		/\\^\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	鰯	幺	及	糸	<u></u>		
四		小	普	小	普	小	普	 小	普		
		型	通	型	通	型	通	型	通		
		道道		道	道	道	道	道	道		
種	[種	路	路	路	路	路	路	路	路		
0	0	0		0			.—)		.—)		
〇 <u>二</u> 五	五五	五			· - 5	(- 	· - 5	(1			
			OI		Oı						
ら五	ら五	〇 五	〇・七五	ら五	〇・七五	ら五	 	ら五	_		
	11	1_1				<u> </u>			<u> </u>		

第 第

四

種 種 級 級

〇 : 三 五 〇 : 三 五

〇 五 〇 五 第

種

第|第|

0

: 三 五

七五

第

四 Ξ

級 級

〇 : 五

 $\dot{\circ}$

七五

級 級

〇 五

第

種

第||第|

e| つては、 減じた値) 車道に接続する路肩の幅員 路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を (路上施設を設ける路肩にあ

第二図 略

(縦断勾配)

第二十条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に 次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。

同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることが

できる。

おいては、

第二図 略

(縦断勾配)

第二十条 に第一 ಠ್ಠ 種の道路にあつてはニパー セントを加えた値以下とすることができ の特別の理由によりやむを得ない場合においては、 下欄に掲げる値以下とするものとする。 ただし、地形の状況その他 種、 車道の縦断勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の 第二種又は第三種の道路にあつては三パーセント、 同欄に掲げる値

設計速度(単位 時間につき

設計速度 (単位|縦断勾配 (単位

パ 1 セ

	第 四 重											第 三 種	種及び	第二	第 一 種							
			普通						<u>/</u>	궽							追	重				
			道路						i E								i B					分
六〇			回回	五〇	六〇	110	IIIO	囙〇	五〇	六〇	八〇	100	1110	ĪĪO		回回	田〇	大〇	₹0	100	1110	キロメートル)
八	九	시	뒥	爿	ച	111	11	10	九	ハ	티	<u>p</u>	믜	朻	시	디	굯	五	回	≡		ント)
	_	0	치	八	티							汋	五			10	九	八	비	六	五	

110	IIIO	回〇	五〇	六〇	八〇	100	1110	キロメートル)
치	Ŋ) 기	五		5	<u> </u>	縦断勾配(単位 パーセント)

5 略		5 略
する。	小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。	小型
4 屈折車線及び変速車線の幅員は、三メートルを標準とするものと	屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル・五メートルまで縮小することができる。	4 二 ・五
ては二・七五メートルまで縮小することができる。	路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては	路 に あ
にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の道路にあつ	道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道	道路に
(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の道路	(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の普通	(屈折
3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線	屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線	3 屈折
2 略		2略
第二十七条 略	条 略	第二十七条
(平面交差又は接続)	(平面交差又は接続)	(平面
2 略		2 略
じ、登坂車線を設けるものとする。	必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。	には、
るものにあ	メートル以上であるものにあつては、三パーセント)を超える車道、デジー・データのであっては、三パーセント)を超える車道	メート
東国道以外の道路で設計速度が一時間につき百キロメートル以上で 第二十一条 縦断勾配が五パーセント (高速自動車国道及び高速自動	び高速自動車国道以外の普通道路で設計速度が一時間につき百キロニ十一条(普通道路の縦断勾配が五パーセント(高速自動車国道及	 第二十一条
(登坂車線)	車線)	(登坂車線)
	110 111	
	小型道路 四〇 一〇	
	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	

(立体交差)

第二十八条 ないときは、この限りでない。 り不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得 差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況によ が四以上である普通道路が相互に交差する場合においては、 車線(登坂車線、 屈折車線及び変速車線を除く。 当該交) の 数

2 道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合 においては、 線 (屈折車線及び変速車線を除く。 当該交差の方式は、 立体交差とするものとする。)の数が四以上である小型

3 4 略

へ 橋、 高架の道路等)

第三十五条 略

2 計に用いる設計自動車荷重を二百四十五キロニュートンとし、 きる構造とするものとする。 の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することがで 高架の道路その他これらに類する構造の普通道路における大型 高架の道路その他これらに類する構造の普通道路は、その設 当該

3 造とするものとする。 架の道路その他これらに類する構造の小型道路における小型自動車 等の交通の状況を勘案して、 計に用いる設計自動車荷重を三十キロニュートンとし、 高架の道路その他これらに類する構造の小型道路は、 安全な交通を確保することができる構 当該橋、 そ の 設

(立体交差)

第二十八条 方式は、立体交差とするものとする。 ときは、この限りでない 適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない が四以上である道路が相互に交差する場合においては、 車線(登坂車線、 屈折車線及び変速車線を除く。 ただし、 交通の状況により不 当該交差の の数

3|

2|

略

とするものとする の交通の状況を勘案して、 高架の道路その他これらに類する構造の道路における大型の自動車 用いる設計自動車荷重を二百四十五キロニュートンとし、 高架の道路その他これらに類する構造の道路は、 安全な交通を確保することができる構造 その設計に

2

第三十五条

略

橋、

高架の道路等)

する構造の道路の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。4 前三項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類

(区分が変更される道路の特例)

五項、 規定による区分が変更されることとなるときは、 県道若しくは市町村道とする計画がある場合又は都道府県道の区域 十七条第三項、 条第一項、第二十条、第二十二条第二項、 第一項、 条の二第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、 第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第九条第一項、 おいて、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条第二項の を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合に 当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。 第四条、 第十二条、第十三条第一項、第十六条、第十七条、 般国道の区域を変更し、 第三十条並びに第三十一条の二の規定の適用につい 第五条、 第六条第一項、 当該変更に係る部分を都道府 第四項及び第六項、 第二十三条第三項、 同条第四項及び第 第十一条の四 第十八 第八条 第十 第二

(小区間改築の場合の特例)

第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二条まで、第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、第六として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)第三十八条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置

する構造の道路の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。3 前二項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類

(区分が変更する道路の特例)

第三十七条 二項、第二十三条第三項、第二十七条第三項、 の区分とみなす。 十一条の二の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分 二項及び第四項、第十一条の四第一項、 び第十項、第九条第一項、 よる区分が変更することとなるときは、 おいて、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条の規定に を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合に 県道若しくは市町村道とする計画がある場合又は都道府県道の区域 第十六条、第十七条、 項、第三項及び第五項、 一般国道の区域を変更し、 第十八条第一項、 第十条の二第三項、 第八条第二項から第五項まで、 当該変更に係る部分を都道府 第十二条、第十三条第一項 第四条、 第二十条、 第十一条第一項、 第三十条並びに第三 第五条、 第二十二条第 第八項及 第

(小区間改築の場合の特例)

第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二条まで、第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、条第三項から第五項まで、第七条、第九条、第九条の二、第十条第として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)第三十八条。道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置

できる。いと認められるときは、これらの規定による基準によらないことがいためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でな二十三条第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していな

2

できる。いと認められるときは、これらの規定による基準によらないことがいためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でな二十三条第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していな

道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急がいるのの受通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急が高いたができる。

$\overline{}$
傍
線
の
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

略	略
四 い。	四 各
メートル以上のものに限る。)の部分にあつては、この限りでなく。 第二条第九号の二に掲ける副道を両側に有する道路(幅員が匹十	トル以上のものに限る。)の部分にあつては、この限りでない。 第二条第十一号に掲ける副道を両側に有する道路 (幅員が匹十メ
るこ	ること。ただし、道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)
· 三 路面と隣地の地表面との高低差が五メートル以上の区間を有す	三 路面と隣地の地表面との高低差が五メートル以上の区間を有す
一・二 略	
、次のとおりとする。	、次のとおりとする。
) 第百四十四条の五 法第四十三条第一項第二号の政令で定める基準は	第百四十四条の五 法第四十三条第一項第二号の政令で定める基準は
(特定高架道路等に関する基準)	(特定高架道路等に関する基準)
現	改正案

環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号)(抄)

$\overline{}$
傍線
の
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

	改正	案			現	行	
別表第一(第一条、第三条、	、第三条、第六条関係)	(英)		別表第一(第一名	条、第三条、第六条関係)	照 (条)	
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定	事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一 法第二条第	略	略	略	一法第二条第	略	略	略
二項第一号イ				二項第一号イ			
に掲げる事業	口 高速自動車国			に掲げる事業	口 高速自動車国		
の種類	道法第四条第一			の種類	道法第四条第一		
	項の高速自動車				項の高速自動車		
	国道の改築の事				国道の改築の事		
	業であって、車				業であって、車		
	線(道路構造令				線(道路構造令		
	(昭和四十五年				(昭和四十五年		
	政令第三百二十				政令第三百二十		
	号)第二条第七				号)第二条第六		
	号の登坂車線、				号の登坂車線、		
	同条第八号の屈				同条第七号の屈		
	折車線及び同条				折車線及び同条		
	第九号の変速車				第八号の変速車		
	線を除く。以下				線を除く。以下		

	略								
	略	Ú	るものに限る。	ートル以上であ	長さが一キロメ	加に係る部分の	(車線の数の増	増加を伴うもの	同じ。)の数の
	略								
	略								
	略								
	— 略	Ú	るものに限る。	ートル以上であ	長さが一キロメ	加に係る部分の	(車線の数の増	増加を伴うもの	同じ。)の数の
	略								
	略								